

平成 29 年 3 月 1 日

岐阜県内の監理団体 代表者 殿

岐阜労働局労働基準部監督課

技能実習生に係る労働関係法令遵守等自主点検の実施について（補足説明と資料送付）

平成 29 年 2 月 21 日付け標記の件について、ご理解、ご協力ありがとうございます。

本件について、以下のとおり説明を補足させていただくとともに別添資料を送付させていただきます。資料は最低賃金と労働基準関係法令の要旨の周知用として各実習実施機関に送付していただくようお願いいたします。不足する場合はコピーして利用していただくようお願いいたします。

ご不明な点はお問合せください。

- 1 本自主点検の「労働関係法令等自主点検表（実習実施機関用）」は、岐阜県内の実習実施機関を対象にするものです。岐阜県外の実習実施機関については自主点検結果報告書の回収までは不要です。
- 2 「労働関係法令等自主点検表（実習実施機関用）」の「(9)法令の周知」において、「1年単位の変形労働時間制に関する協定」、「時間外労働・休日労働に関する協定」、「就業規則、賃金控除協定、労働基準法令の要旨等」について、母国語表示での周知を求めています。日本語のまま母国語でなくても労働基準法違反ということはありません。
ただし、トラブル防止の観点から母国語での表示が望ましいものです。
- 3 監理団体に依頼している「受入れている実習生の送出機関との契約書の写」については、送出機関と監理団体との間の契約書等であって実習生個人と送出機関との間の契約書は不要です。
- 4 契約書等の添付資料が膨大で数百頁を超えるような場合はご相談ください。

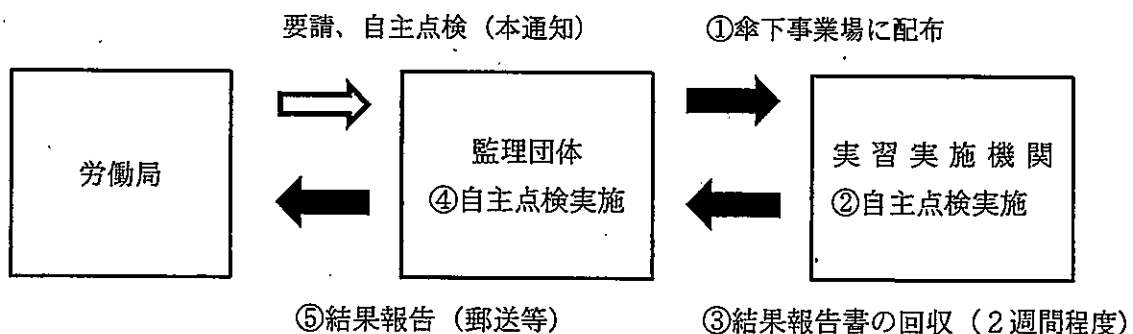
岐阜労働局 労働基準部 監督課	
自主点検送付 及び 問い合わせ先	〒 500-8723 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同 庁舎 ファクシミリ : 058-248-2339 電話 : 058-245-8102

労働関係法令等自主点検実施要領

以下の要領により「労働関係法令等自主点検」を実施し、結果を報告してください。

- 1 「労働関係法令等自主点検表（実習実施機関用）」及び「労働関係法令等自主点検結果報告書（実習実施機関用）」を貴団体において実習生を受け入れている組合員の傘下事業場（実習実施機関）にファクシミリ、又は郵送、会議等により配布し、各社で自主点検を実施します。
- 2 配布に当たっては、別添の組合員あての案内文書（例文）を参考に案内文書を添えてください。
- 3 自主点検結果は、回収期日（2週間程度を目処に）を定め、「労働関係法令等自主点検結果報告書（実習実施機関用）」により、監理団体あてファクシミリ又は郵送等で回収します。
- 4 回収後、貴団体において、「労働関係法令等自主点検表（監理団体用）」により、自主点検を実施し、「労働関係法令等自主点検結果報告書（監理団体用）」を作成します。
- 5 岐阜労働局監督課に報告期日までに「労働関係法令等自主点検結果報告書（監理団体用）」と回収した「労働関係法令等自主点検結果報告書（実習実施機関用）」のほか、貴団体が受け入れている実習生、研修生の「送出機関との契約書（写）」、貴団体の「監理団体概要書（JITCO書式10-5及び10-5-2）」、「組合員名簿」、「定款」（最新のもの）を郵送等で報告します。
- 6 報告に当たっては、回収した「労働関係法令等自主点検結果報告書（実習実施機関用）」の右上端に整理番号を記載します。
- 7 報告後に貴団体に各社の「労働関係法令等自主点検結果報告書（実習実施機関用）」が送付された場合は、その旨を記載し、郵送等により岐阜労働局監督課に送付ください。

<自主点検の流れ>



【提出期日 平成29年4月5日】

※ ご負担をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

[例文]

平成 年 月 日

組合員各位

(監理団体名)

技能実習生に係る労働関係法令等自主点検の実施について

標記について、平成 29 年 2 月 21 日付け、岐阜労働局長・名古屋入国管理局長から別添のとおり、技能実習生に係る新制度移行を前に、労働関係法令等自主点検の実施について、指示を受けました。

組合員の皆様は、点検表により点検し、是正・改善すべき事項はこれを機に是正・改善してください。

是正・改善した場合は、「労働関係法令等自主点検結果報告書(実習実施機関用)」に是正・改善実施日を記入してください。また、今後是正・改善する予定の事項については、是正・改善予定日を記入し、下記監理団体事務局に 月 日までにファクシミリ又は郵送(同日必着)により報告してください。

監理団体名

事務局住所

ファクシミリ

電話

労働関係法令等自主点検結果報告書 (監理団体用)

監理団体番号

年 月 日

監理団体の名称			代表者職氏名		
事務所所在地	TEL	FAX	点検者職氏名		
技能実習生の 受入人数・国籍	人数	名	傘下事業場数 (受入事業場数)	うち 自主点検回答事業 場数	
	国名	国			

※ 自主点検の結果について、別添の「労働関係法令等自主点検表 (監理団体)」の「自主点検結果」欄の該当番号 (1 (○)適正である)、2 (△一部不適正である)、3 (×適正でない))等を下表の「点検結果」欄に、「是正・改善の実施日 (1の場合) 又は是正・改善予定日 (2, 3の場合)」欄には、1の場合のうち本自主点検を機に是正・改善を行ったものは是正・改善の実施日を、2, 3の場合は是正・改善の予定日を、それぞれ記入の上、郵送により 4月5日までに報告してください。回収した実習実施機関の自主点検結果 (労働関係法令等自主点検結果報告書 (実習実施機関用) のほか、養団体の監理団体概要書、組合員名簿、定款及び送出機関との契約書 (写) を併せて送付してください。

※ なお、別添の「労働関係法令等自主点検表 (監理団体用)」を提出していただく必要はありません。

※ 本票を行政目的以外で使用することはありません。

点検項目		点検結果 (1 (○)、2 (△)、3 (×))	是正・改善の実施日 (1の場合) 又は是正・改善予定日 (2, 3の場合)																																																			
1 監査	① 監理団体役員 (技能実習運営責任者) は、実習実施機関に赴き技能実習の状況を直接確認する「監査」を3か月に1回以上確実に実施している	1 2 3	平成 年 月 日																																																			
	② 実習実施機関に対する監査においては、賃金台帳、労働時間記録等を実際に確認することにより、労務管理 (技能実習生労働条件法令遵守等自主点検表の項目 (1)から(12)を参照のこと。特に(1)から(8)の項目) の状況について、労働基準関係法令等に適合しているか適切に監査している。 ※割増賃金単価や基本の月給額について、監理団体で定めた単価がある場合はその単価を記入する。	<table border="0"> <tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>(1)</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>(4)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>時間外労働単価</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>休日労働単価</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>深夜労働単価</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>(5)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>月給額</td><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>(6)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>(7)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>(8)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>		1	2	3	(1)	---	---	---	(2)	1	2	3	(3)	1	2	3	(4)	1	2	3	時間外労働単価			円	休日労働単価			円	深夜労働単価			円	(5)	1	2	3	月給額			円	(6)	1	2	3	(7)	1	2	3	(8)	1	2	3
	1	2	3																																																			
(1)	---	---	---																																																			
(2)	1	2	3																																																			
(3)	1	2	3																																																			
(4)	1	2	3																																																			
時間外労働単価			円																																																			
休日労働単価			円																																																			
深夜労働単価			円																																																			
(5)	1	2	3																																																			
月給額			円																																																			
(6)	1	2	3																																																			
(7)	1	2	3																																																			
(8)	1	2	3																																																			
2 指導・支援等	① 監理団体役員等は、実習実施機関に赴き技能実習の実施状況を確認し、適正な技能実習の実施を指導する「訪問指導」を、1か月に1回以上確実に実施している	1 2 3	平成 年 月 日																																																			
	② 相談員を配置する等、技能実習生からの相談に対応する体制を整備し、実習生に周知している	1 2 3	平成 年 月 日																																																			
	③ 監査の実施に要する交通費等、監理に要する費用を技能実習生に負担させていない	1 2 3	平成 年 月 日																																																			
	④ 送り出し機関が技能実習生の派遣等に要する費用を「管理費」等と称して一定の金銭の支払を求める場合も実習生には負担させていない	1 2 3	平成 年 月 日																																																			
	⑤ 技能実習生の帰国旅費を確保し、帰国旅費の全額を監理団体及び実習実施機関において負担している	1 2 3	平成 年 月 日																																																			
	⑥ 実習実施機関における技能実習の継続が不可能となった場合は、新たな実習実施機関の確保に努めている。	1 2 3	平成 年 月 日																																																			

3 職業紹介 事業の運 営	① 技能実習生に対し、従事することとなる業務の労働条件を十分に理解を得た上で労働契約を締結させ、適切に労働条件の明示を行わせている	1 2 3	平成 年 月 日
	② 職業安定法に規定する事項に変更があった場合は、指定期日までに届出を行っている	1 2 3	平成 年 月 日
	③ 取扱職種の種類等については、あらかじめ技能実習生及び実習実施機関に対して明示している	1 2 3	平成 年 月 日
	④ 求人求職者管理簿に必要事項を適正に記載し、備え付けている	1 2 3	平成 年 月 日
4 人権侵害 排除	① 技能実習生への暴行・脅迫又は監禁を行っていないし、実習実施機関にこれを指導している	1 2 3	平成 年 月 日
	② 技能実習生本人の希望があったとしても、パスポート、在留カード（外国人登録証）を預かっていないし、実習実施機関にこれを指導している。	1 2 3	平成 年 月 日
	③ 技能実習生本人の希望があったとしても、預金通帳・キャッシュカード、印鑑等を預かっていないし、実習実施機関にこれを指導している。	1 2 3	平成 年 月 日
	④ 技能実習生に対し、宿舎からの外出、携帯電話の所持、来客との面会を禁止する等、不適切な方法により管理を行っていないし、実習実施機関にこれを指導している。	1 2 3	平成 年 月 日
5 不法就労 等犯罪防 止	① 不法就労者の雇用の有無について実習実施機関の経営者等から話を聞くだけでなく、作業現場を確認する等し、不法就労外国人が稼働していないか確認している	1 2 3	平成 年 月 日
	② 不法就労者を雇用している場合には不法就労助長罪にあたり処罰されることを実習実施機関に周知している	1 2 3	平成 年 月 日
	③ 入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていない	1 2 3	平成 年 月 日
	④ 実習実施機関による不正行為を知った場合や失踪等の問題事例が発生した場合に、直ちに入国管理局に報告している	1 2 3	平成 年 月 日

【書類写の添付の有無確認】 該当箇所に○印をつけてください

- 1 送出機関との契約書（写） 有・無
 2 監理団体概要書 有・無
 3 組合員名簿 有・無
 4 定款 有・無

労働関係法令等自主点検結果報告書（実習実施機関用）

監理団体番号

番号

年 月 日

事業場の名称			代表者職氏名				
所在地	TEL		点検者職氏名				
労働者数	実習生の数	合計	1年	2年	3年	監理団体名	

※ 自主点検の結果について、別添の「労働関係法令等自主点検表（実習実施機関用）」の「自主点検結果」欄の該当番号（1（○適正である）、2（△一部不適正である）、3（×適正でない））等を下表の「点検結果」欄に、「是正・改善の実施日（1の場合）又は是正・改善予定日（2、3の場合）」欄には、1の場合のうち本自主点検を機に是正・改善を行ったものは是正・改善の実施日を、2、3の場合は是正・改善の予定日を、それぞれ記入の上、監理団体事務局あてFAX又は郵送により 月 日までに報告してください。

※ なお、別添の「労働関係法令等自主点検表（実習実施機関用）」を提出していただく必要はありません。

※ 本票を行政目的以外で使用することはありません。

点検項目		点検結果 (1 (○), 2 (△), 3 (×))	是正・改善の実施日 (1の場合) 又は是正・改善予定日 (2, 3の場合)
1 労働時間管理	① 技能実習生の出勤日ごとの始業・終業時刻をタイムカード等の客観的な記録を基礎として、確認し、記録している	1 2 3	平成 年 月 日
	② 技能実習生の労働時間の把握は、使用者の責任で行い、出勤日ごとの始業・終業時刻の把握を実習生自身に任せていない	1 2 3	平成 年 月 日
2 労働時間・休日	① 所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内である	1 2 3	平成 年 月 日
	② 週40時間制を導入するに際し、必要な協定、届出をしている ・1年単位の変形労働時間制に関する協定の届出年月日	1 2 3 年 月 日	平成 年 月 日
	③ 技能実習生に対し、少なくとも毎週1日の休日、又は4週間を通じて4日以上の日を与えている	1 2 3	平成 年 月 日
3 時間外労働・休日労働	① 法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超えて、又は法定休日（週1日又は4週間を通じて4日以上の日）に労働させる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、届け出ている ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出年月日	1 2 3 年 月 日	平成 年 月 日
	② 時間外労働・休日労働に関する協定の範囲内で時間外労働・休日労働をさせている。 ※延長することができる時間、特別条項付協定時間、直近1年間の最大時間外・休日労働時間	1 2 3 延長することができる時間 1日 時間 1か月 時間 1年 時間 特別条項付協定時間 1か月 時間 1年 時間 直近1年間の最大時間外・休日労働時間 月 時間	平成 年 月 日
4 割増賃金	① 法定労働時間を超えて働かせた労働を時間外労働として、法定休日に働かせた労働を休日労働として、午後10時から午前5時までの深夜に働かせた労働を深夜労働として、それぞれ技能実習生ごとに時間数を把握している	1 2 3	平成 年 月 日
	② 適正に把握した時間外労働・休日労働・深夜労働の時間数に応じて、午後10時から午前5時までの法定の割増率（時間外労働2割5分、休日労働3割5分、深夜労働2割5分）以上で計算した割増賃金を支払っている ※各割増賃金（時間外労働、休日労働、深夜労働）の1時間当たりの時間単価	1 2 3 時間外労働 円 休日労働 円 深夜労働 円	平成 年 月 日

5 賃金の 支払等	① 基本賃金について最低賃金額以上の額で支払っている ※月給額	1 2 3 月給額 (1時間当たり 円)	平成 年 月 日
	② 賃金から寮費等を控除する場合は、労使協定を締結している	1 2 3	平成 年 月 日
	③ 労使協定による賃金からの控除は、寮の費用、食費等、事理明白なものに限定している	1 2 3	平成 年 月 日
	④ 賃金からの控除については、その内訳及び金額を明確にし、あらかじめ技能実習生によく説明している	1 2 3	平成 年 月 日
	⑤ 賃金から寮費等を控除する場合は、控除する額が実費を超えることはない	1 2 3	平成 年 月 日
6 帳簿整備	① 各事業場ごとに賃金台帳を作成し、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数等の事項を賃金支払の都度遅滞なく記入している	1 2 3	平成 年 月 日
	② 賃金台帳、出勤簿、タイムカード等、労働関係に関する重要な書類は3年間保存している	1 2 3	平成 年 月 日
	③ 技能実習生に行かせた時間外労働、休日労働及び深夜労働の時間数を正しく賃金台帳に記入している	1 2 3	平成 年 月 日
	④ 事実と異なる内容の賃金台帳等は作成していない	1 2 3	平成 年 月 日
7 労働条件明示	技能実習生を雇い入れたときには、実態に合致した労働条件通知書（技能実習生の母国語によるもの）を交付している	1 2 3	平成 年 月 日
8 人権侵害排除	① 技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていない	1 2 3	平成 年 月 日
	② 技能実習生本人の希望があつたとしても、パスポート、在留カード（外国人登録証）を預かっていない	1 2 3	平成 年 月 日
	③ 技能実習生本人の希望があつたとしても、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等を預かっていない	1 2 3	平成 年 月 日
	④ 技能実習生に対し、宿舎からの外出、携帯電話の所持、来客との面会を禁止する等、不適切な方法により管理を行っていない	1 2 3	平成 年 月 日
9 法令の 周知	① 最低賃金の概要を常時作業場の見やすい場所に掲示している	1 2 3	平成 年 月 日
	② 以下の書類を各作業場の見やすい場所に技能実習生の母国語表示で掲示又は備え付けている ・1年単位の变形労働時間制に関する協定 ・時間外労働・休日労働に関する協定 ・就業規則、賃金控除協定、労働基準法令の要旨等	1 2 3	平成 年 月 日
10 安全衛生確保	① 技能実習生を雇い入れたときには、雇入れ時の健康診断を実施している、又は健康診断結果証明書を提出させている。	1 2 3	平成 年 月 日
	② 1年に1回（常時深夜業等に従事する者については、6月に1回）、定期健康診断を実施している	1 2 3	平成 年 月 日
	③ 技能実習生を雇い入れときや作業内容を変更したときには、(1)作業内容、(2)機械や原材料などの取扱い方法、(3)安全装置や保護具等の取扱い方法など、技能実習生の安全衛生の確保に必要な事項について、実習生が理解できる方法で雇入れ時等の安全衛生教育を実施している	1 2 3	平成 年 月 日
	④ 寄宿舎については、消火器や警報設備の設置など適切な火災防止対策を講じている	1 2 3	平成 年 月 日
	⑤ 技能実習指導員により技能実習生に対する安全衛生指導を実施している	1 2 3	平成 年 月 日
11 保険等	技能実習生について、労働保険（労災保険・雇用保険）及び社会保険の加入手続を行っている	1 2 3	平成 年 月 日
12 不法就 労等犯 罪防止	① 不法就労者は雇用していない	1 2 3	平成 年 月 日
	② 入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていない	1 2 3	平成 年 月 日
	③ 技能実習生に技能実習の一部として内職を行わせていない	1 2 3	平成 年 月 日
	④ 技能実習生の失踪等の問題事例が発生した場合は、監理団体と協力の上、入国管理局に報告している	1 2 3	平成 年 月 日

平成 29 年 2 月 21 日

岐阜県内の監理団体 代表者 殿

岐阜労働局長

名古屋入国管理局長

技能実習生に係る労働関係法令遵守等自主点検の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、外国人技能実習生制度については、新制度移行を前に監理団体が本来果たすべき役割の重要性について改めて認識していただくとともに、技能実習生の受入れの適正化に向けて別紙「遵守事項」の徹底を図ることといたしました。

ついては、同封した実施要領に基づき、貴団体傘下の全ての実習実施機関及び貴団体について、自主点検を実施していただき、自主点検結果報告書のほか、貴団体を介して受入れている実習生の送出機関との契約書の写、貴団体の監理団体概要書(JITCO書式10-5及び10-5-2)、組合員名簿及び定款(最新のもの)を併せて平成29年4月5日(水)までに、下記送付先あてに郵送により報告してください。

なお、自主点検結果等に基づき、行政指導を行う場合があります。

また、労働関係法令の点検項目については、報告内容が虚偽である場合は、嚴重処分の対象といたしますが、報告内容が真実である場合は、「一部不適正」又は「適正でない」との点検結果であっても、是正・改善が見込める限り、嚴重処分の対象とはしない方針であることを申し添えます。

自主点検送付 及び 問合わせ先	岐阜労働局 労働基準部 監督課
	〒 500-8723 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 ファクシミリ : 058-248-2339 電話 : 058-245-8102

遵 守 事 項

- 1 「技能実習制度」において強く求められている監理団体が果たすべき役割を十分に認識し、技能実習生の適正な受入れを徹底するため、技能実習の実施状況の実態把握に努め、実習実施機関に対する監査指導を適切に実施すること。
- 2 実習実施機関が労働関係法令に違反することなく適正な労務管理を行うよう、次の事項について必要な指導を行うこと。
 - (1) 賃金の支払いについて
 - ① 基本賃金は、岐阜県最低賃金額以上の額で支払うこと。賃金控除を行う場合には、控除協定を適正に締結した上で、控除の内訳及び金額を明確にし、あらかじめ技能実習生自身に通知すること。なお、控除額は実費を超えないこと。
 - ② 適正に把握した時間外・休日労働の実績に基づき、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払うこと。
 - (2) 労働時間管理について
 - ① 長時間労働を抑制するため、時間外・休日労働は、労働基準監督署に届出した時間外・休日労働協定届の範囲内で行うこと。
 - ② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、適正な労働時間管理を行うこと。
 - (3) 帳簿等について
 - ① 賃金台帳、タイムカード等の労働基準法で作成を義務づけられた帳簿等の作成を必ず行い、3年以上保存すること。
 - ② 帳簿等の改ざんを行わないこと。
 - (4) 労働基準監督官等の臨検監督・調査時の対応について
 - ① 虚偽の陳述、虚偽資料の作成や提出を行わないこと。
 - ② 臨検監督・調査を妨害する行為を行わないこと。
- 3 実習実施機関の技能実習生に対する人権侵害、或いは人権侵害につながりかねない次の事項について、必要な指導を行うこと。
 - (1) 技能実習生に対する、暴行・脅迫・監禁、及び技能実習生からの違約金等の徴収や失踪等問題事例の発生を口実とした、預金通帳・印鑑・旅券、在留カード等の取上げ、預かり等を行わないこと。
 - (2) 技能実習生に対し、就業時間外の宿舎からの外出制限、自転車・携帯電話・パソコンの所持や使用の制限、来客との面会制限等を行わないこと。